

## 湖西市行政財産（スポーツ・生涯学習課所管施設）における飲料用等自動販売機設置者募集要項

湖西市行政財産における飲料用等自動販売機設置者（以下「設置者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をご承知のうえ、お申込みください。

### 1 募集事項及び物件

- (1) 募集事項 飲料用等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置するための行政財産の目的外使用許可（市が認める場合最長3年まで延長あり）
- (2) 募集物件 別添「募集物件説明書」のとおり
- (3) 募集単位 別添「募集物件説明書」物件番号9（①から③）の一括とする。

### 2 参加資格要件

- 次の要件を全て満たす法人又は個人であること。
- ①県内自治体に自動販売機の設置実績のある者であること、または湖西市内に自動販売機の設置実績のある者であること
  - ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ③湖西市税を滞納していない者であること。
  - ④法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
  - ⑤湖西市暴力団排除条例（平成24年湖西市条例第34号）に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な交際等を有する者でないこと。
  - ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てが成されているもの（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）に該当しない者であること。
  - ⑦民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てが成されているもの（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）に該当しない者であること。
  - ⑧入札日時において、湖西市から指名停止の措置を受けていないこと。

### 3 募集条件

#### (1) 使用許可期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日の1年間（許可是単年とし市が認める場合最長3年まで延長することがある。）

ただし、市が公用又は公共用に供する必要が生じたときは使用許可を解除することがある。

また、許可にあたっては「行政財産目的外使用許可書」により許可する。

#### (2) 用途の指定

物件の使用用途は自動販売機及び使用済容器回収箱（以下「自動販売機等」という。）の設置に限り、「募集物件説明書」に従うこととする。

#### (3) 使用料の決定

使用料の決定は以下の3つを合算したものとする。

- ①土地・建物使用料金：使用する土地・建物の面積に応じて湖西市で設定した金額とする。（ただし、使用済容器回収ボックス面積は除く）

- ②電気量使用料：自動販売機に設置する子メーターの値から湖西市で算出した金額とする。
- ③売上に応じた使用料：使用料率で計算した金額または、使用料率で計算した金額が最低保証額に満たない場合は最低保証額とする。

#### (4) 使用料の納付方法

上記(3)の①土地・建物使用料については年度当初の先払い、②電気代使用料、③売上実績に応じた使用料、については、年度末一括支払いとする。

#### (5) 諸費用

自動販売機等の設置（電気量使用料算出用の子メーター含む）、撤去、維持管理にかかる経費は設置者の負担とする。

#### (6) 災害時における自動販売機内の飲料水無償提供について

災害対応自販機を設置する場合は、別途「協定書（様式任意）」を締結すること。

### 4 遵守事項

自動販売機の設置者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (2)月別の自動販売機の売上状況（販売数量及び売上金額）について、3か月ごとに報告すること。
- (3)環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めること。
- (4)販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (5)使用済み容器の回収箱の設置及び監理を行うとともに、自動販売機及び回収箱の維持管理を適切に行うこと。
- (6)関係法令等の遵守を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- (7)自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置するとともに、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (8)自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置者の責任において、迅速に対応すること。

### 5 公募参加の手続き

#### (1) 公募参加申込

##### ア 申込方法

公募への参加を希望する方（以下「申込者」という）は「イ 申込書類」を郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便）または持参により提出すること。

受付期間 令和7年1月19日（月）～ 2月3日（火）17時15分（必着）

送付先 〒431-0427 静岡県湖西市駅南二丁目4番1号

湖西市役所 教育委員会スポーツ・生涯学習課 湖西市西部地域センター

※持参の場合は西部地域センターへ直接提出すること。

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

イ 申込書類

申込書類	様式
① 応募申込書（申込価格記載）※封かんすること	様式1号
② 応募申込に係わる誓約書	様式2号
③ 営業実績報告書	任意様式
④ 設置する自販機及び使用済容器回収箱の仕様が分かる資料（寸法、電力消費量等）	任意様式
⑤ 販売する清涼飲料水の一覧（名称、販売価格等）	任意様式

※①応募申込書は内封筒に封かんの上、表面に物件番号と件名を明記し、裏面に入札者の住所又は所在地及び名称又は氏名を記載すること。（入札用封筒作成方法参照）

ウ 申込価格について

・申込価格は、売上げに応じた使用料率（%）を記載すること。また、併せて最低保証額（金額）も記載すること。

記載にあたっては別紙記載例を参考にすること。

エ 質問について

質問書受付期間：令和8年1月8日（木）～1月15日（木）

提出方法：指定様式（様式3号）を持参、郵送またはメールで送付

回答方法：回答は湖西市ウェブサイトに掲載しこれをもって本要項の補完とする。

（令和8年1月16日（金）までに公開）

（2）申込書類の書き換えの禁止

提出した応募申込書等の書き換え、引き換え又は撤回はできないものとする。

（3）申込の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募申込みは無効とする

ア 応募資格の無い者が行った応募申込み

イ 応募申込みに関し不正な行為を行った応募申込み

ウ 応募申込書等の氏名、印鑑その他主要な部分に誤脱又は判読不能なものがある応募申込み

エ 記名押印を欠く応募申込み

オ 応募申込書等（添付書類を含む）に虚偽の記載を行った応募申込み

カ 応募申込者が同一物件について複数の応募申込みを行ったときは、その全部の応募申込み

キ 申込期間までに応募申込みがなかったもの

ク 前各号に掲げるものの他、この「募集要項」各項に違反した者の応募申込み

（4）その他

ア 応募申込書及び資料の作成及び申込みに係る費用は、申込者の負担とする。

- イ 提出された応募申込書及び書類は、返却しない。
- ウ 応募申込書及び書類に用いる言語は日本語とする。

## 6 設置者の決定

(1) 物件毎に提出書類の審査を行い、「2 参加資格要件」に定める資格を満たしている者で、販売する清涼飲料水の一覧が適当であると認めた者の中から売上に応じた使用料率が最高額の申込者を落札者とする。使用料率が最高額である申込者が2者以上の場合は最低保証額の高いものを決定者とする。最低保証額についても 同額の場合は、災害対応自動販売機の設置者を設置者とする。また使用料率、最低保証額、災害対応自動販売機器の設置の条件も同様の場合は、抽選により決定する。抽選は、後日該当申込者に日時を連絡する。

### (2) 決定後の手続き

設置者には決定後の手続きについて別途連絡する。

## 7 その他

- (1) 設置者名及び金額は後日（2月5日（木）頃予定）湖西市ウェブサイト等において公表する。
- (2) 上記（1）以外の内容については公表しない。
- (3) 手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

## 8 担当部署及び問合せ先

〒431-0427 静岡県湖西市駅南二丁目4番1号

湖西市教育委員会 スポーツ・生涯学習課 西部地域センター

TEL : 053-577-2867

FAX : 053-573-0041

E-mail : [seibu@city.kosai.lg.jp](mailto:seibu@city.kosai.lg.jp)

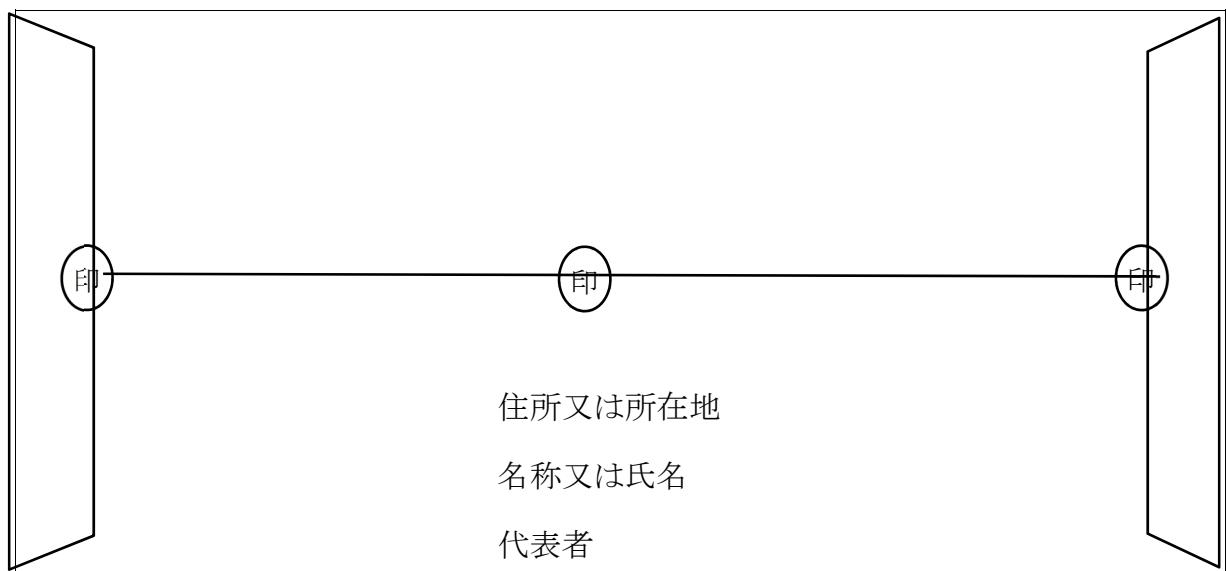
## 封筒作成方法

表面

(長3封筒)

宛 名	湖西市長 田内 浩之 様
物件番号	第9号
件 名	①西部地域センター ②北部地区多目的研修集会施設 ③南部地区構造改善センター
申込書在中	
令和 年 月 日 (提出日を記載)	

裏面



封かん印は申込書（様式1号）の印と同一の印とする。